

第1編 消防用設備等の設置

第1章 消火設備

第1節 消火器

問1 消火器具の設置種別について。

答1 粉末ABC10型消火器を設置すること。

問2 消火器をPS等内に設置又は壁に組み込んで設置してもよいか。

答2 PS等の扉が常時開放可能な場合は可とする。その場合、「消火器プレート」は扉の表側に設置すること。また使用方法を明示したプレートも必ず設置すること。「消火器プレート」は昭和44年10月22日付消防予第238号（「消防用設備等の標識類の様式について」）の通知によること。またその他の標識にあっても上記の通知の様式とすること。

問3 塔屋にあるEV機械室等、階算定されない部分に消火器の設置は必要か。

答3 上階または下階の直近の消火器から歩行距離20mで包含できる場合に限り、設置不要とする。また地下ピットについても同様の扱いとする。

問4 面積発生ないバルコニーは、包含の対象に含まれるか。

答4 当該バルコニーが省令40号（2方向避難型）の避難経路の場合は、包含対象とする。

問5 共用部が1階のみの共同住宅に設置する場合、上階を包含する消火器を1階の共用部に設置しても良いか。

答5 歩行距離20mで包含できる場合は支障なし。ただし、1階と2階を同じ消火器で包含することは不可。（地上2階建てであれば、1階用と2階用の消火器の合計本数分を共用部に設置すること。）

問6 メゾネットタイプ共同住宅に消火器を設置する場合、住戸内のメゾネット部分に消火器が必要か。

答6 共用部分に設置している消火器で歩行距離 20m で包含できていれば不要。
未包含の場合は、住戸内又はバルコニーに設置すること。

問7 厨房部分の付加設置について。

答7 一般家庭同等の厨房設備又は器具は、付加設置の不要。
ただし、同一厨房に家庭用コンロが2ユニット以上ある場合は、付加設置すること。
また、電磁誘導加熱式調理器（IHヒーター）や電気コンロ等の電気を熱源とする設備又は器具は、同一厨房内に3ユニット以上ある場合は、付加設置すること。
※一般家庭と同等とは、コンロ1ユニットあたりの入力、14kw以下のもの。
（グリル付きは、21kw以下。）

問8 屋上又は屋外に設置されている電気設備に対する消火器の設置種別について。

答8 粉末ABC10型消火器とし、1本以上設置すること。